



兵庫労働局



Press Release

兵庫労働局発表
平成26年12月25日

【照会先】

兵庫労働局雇用均等室

室長 四方 智美

室長補佐 和田 裕子

(電話) 078-367-0820

報道関係者 各位

平成27年度「均等・両立推進企業表彰」候補企業を公募します！

～ポジティブ・アクション推進企業やファミリー・フレンドリー企業を表彰、

平成27年1月1日から応募受け付け～

1 均等・両立推進企業表彰について（資料1～4）

厚生労働省では、来年1月1日から、平成27年度「均等・両立推進企業表彰」の候補となる企業を公募します。

この表彰は、「職場での女性の能力発揮を促進するための積極的な取組」（ポジティブ・アクション）及び「仕事と育児・介護との両立支援のための取組」について、他の模範となる取組を推進している企業を公募し、顕彰するものです。

表彰の種類、応募方法などは下記のとおりです。

なお、応募期間は、平成27年1月1日から3月31日まで（消印有効）です。

【表彰の種類】

1 厚生労働大臣最優良賞 ……男女ともにそれぞれの職業生活の全期間を通じて持てる能力を発揮できる職場環境を整備する企業として、特に他の模範となる取組を推進し、その成果が顕著である企業

2 均等推進企業部門

○厚生労働大臣優良賞 ……女性の能力発揮を促進するために、他の模範となる取組を推進し、その成果が認められる企業

○都道府県労働局長優良賞 …各地域で、女性の能力発揮を促進するために、他の模範となる取組を推進している企業

○都道府県労働局長奨励賞 …各地域で、女性の能力発揮を促進するための取組を推進していると認められる企業

3 ファミリー・フレンドリー企業部門

○厚生労働大臣優良賞 ……仕事と育児・介護が両立できる様々な制度を持ち、多様でかつ柔軟な働き方を従業員が選択できるような他の模範となる取組を推進し、その成果が認められる企業

○都道府県労働局長優良賞 …各地域で、仕事と育児・介護が両立できる様々な制度を持ち、多様でかつ柔軟な働き方を従業員が選択できるような他の模範となる取組を推進している企業

○都道府県労働局長奨励賞 …各地域で、仕事と育児・介護が両立できる様々な制度を持ち、多様でかつ柔軟な働き方を従業員が選択できるような取組を推進していると認められる企業

候補となる企業

各賞の候補となるのは、「均等・両立推進企業表彰」実施要領を満たす企業です。

応募方法

応募用紙に必要事項を記入の上、兵庫労働局雇用均等室あてに、郵送またはファクシミリでご応募ください。

応募期間

平成27年1月1日から3月31日まで（消印有効）

実施要領・応募用紙の配付

兵庫労働局雇用均等室での配付のほか、厚生労働省ホームページに掲載します。
(<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/kintou/ryouritsu.html>)

受賞企業の表彰

平成27年10月に表彰状の贈呈などを行う予定です。

問い合わせ、応募先

兵庫労働局雇用均等室

〒650-0044

神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー15階

TEL 078-367-0820

FAX 078-367-3854

2 改正パートタイム労働法等説明会の開催について（資料5）

パートタイム労働者は近年増加傾向にあり、雇用者全体の約3割を占め、基幹的な働き方をする者が出てくるなど、我が国の経済発展に重要な役割を果たしています。その一方、パートタイム労働者については、賃金が正社員に比べて低く、働き・貢献に見合った処遇がなされていない場合が多い、仕事に対する不満・不安を持つ者も多いといった問題が生じており、パートタイム労働者が納得して働くことができるよう、その待遇が改善されることが必要となっています。

このような状況を踏まえ、パートタイム労働者のより一層の均等・均衡待遇の確保と納得性の向上を図るため、パートタイム労働法が平成26年4月に改正され、平成27年4月1日から施行されます。

（改正のポイント）

- ・差別的取扱いが禁止されるパートタイム労働者の対象範囲の拡大
- ・「相談窓口」の文書交付などによる明示
- ・雇入れ時の雇用管理改善の措置について説明する義務の新設 など

また、次世代育成支援対策推進法も平成26年4月に改正され、法律の有効期限が平成37年3月31日まで10年間延長されるとともに、平成27年4月1日から特例認定（プラチナくるみん）の制度が創設されます。

各事業所において改正法に沿った雇用管理にお取り組みいただくため、説明会を1月下旬に県内で計4回開催します。

	月 日	開催場所	定員
第1回	1月20日（火）	神戸クリスタルタワー3階 クリスタルホール	200名
第2回	1月22日（木）	姫路・西はりま地場産業センター9F 901会議室	180名
第3回	1月28日（水）	尼崎商工会議所7F 701会議室	140名
第4回	1月30日（金）	神戸クリスタルタワー3F クリスタルホール	200名

◎時間はいずれの日も14:00～16:00

資料

- 1 「均等・両立推進企業表彰」実施要領
- 2 平成27年度均等・両立推進企業表彰（リーフレット）
- 3 兵庫における均等・両立推進企業表彰等受賞企業一覧
- 4 「ポジティブ・アクションとは・・・」
- 5 改正パートタイム労働法等説明会のご案内

「均等・両立推進企業表彰」実施要領

1 趣旨・目的

我が国では、男女ともにそれぞれの職業生活の全期間を通じて持てる能力を発揮できる職場環境を整備することが求められている。このためには、企業が「女性労働者の能力発揮を促進するための積極的な取組」及び「仕事と育児・介護との両立支援のための取組」のそれぞれについて、その相乗効果を生かしつつ、推進することが必要である。

このため、「女性労働者の能力発揮を促進するための積極的な取組」又は「仕事と育児・介護との両立支援のための取組」について、他の模範ともいうべき取組を推進している企業を表彰し、これを広く国民に周知することにより、上記のような職場環境の整備の促進に資する。

2 表彰の種類

(1) 均等・両立推進企業表彰

厚生労働大臣最優良賞

(2) 均等推進企業部門

厚生労働大臣優良賞

都道府県労働局長優良賞

都道府県労働局長奨励賞

(3) ファミリー・フレンドリー企業部門

厚生労働大臣優良賞

都道府県労働局長優良賞

都道府県労働局長奨励賞

3 表彰の対象

(1) 均等・両立推進企業表彰

厚生労働大臣最優良賞

男女ともにそれぞれの職業生活の全期間を通じて持てる能力を発揮できる職場環境を整備する企業として、特に他の模範ともいうべき取組を推進し、その成果が顕著である企業

(2) 均等推進企業部門

ア 厚生労働大臣優良賞

女性の能力発揮を促進するために、他の模範ともいうべき取組を推進し、その成果が認められる企業

イ 都道府県労働局長優良賞

地域において、女性の能力発揮を促進するために、他の模範ともいうべき取組を推進している企業

ウ 都道府県労働局長奨励賞

地域において、女性の能力発揮を促進するための取組を推進していると認められる企業

(3) ファミリー・フレンドリー企業部門

ア 厚生労働大臣優良賞

仕事と育児・介護が両立できる様々な制度を持ち、多様でかつ柔軟な働き方を労働者が選択できるような他の模範ともいうべき取組を推進し、その成果が認められる企業

イ 都道府県労働局長優良賞

地域において、仕事と育児・介護が両立できる様々な制度を持ち、多様でかつ柔軟な働き方を労働者が選択できるような他の模範ともいうべき取組を推進している企業

ウ 都道府県労働局長奨励賞

地域において、仕事と育児・介護が両立できる様々な制度を持ち、多様でかつ柔軟な働き方を労働者が選択できるような取組を推進していると認められる企業

4 募集及び応募

- (1) 募集は年1回、公募により行うものとし、対象は、「均等・両立推進企業表彰基準」（以下「表彰基準」という。）を満たす企業とする。
- (2) ファクシミリ又は郵送にて送付された応募用紙は、各都道府県労働局雇用均等室において受け付ける。なお、応募は電子申請でも受け付ける。

5 選考及び決定の方法

- (1) 応募書類の審査を行った後、都道府県労働局雇用均等室が、取組内容等の詳細についてのヒアリングを実施する。
- (2) 都道府県労働局長は、ヒアリング結果を基に、表彰基準を満たす企業の中から、都道府県労働局長賞の受賞企業及び厚生労働大臣賞の候補企業を決定し、厚生労働大臣に対し、厚生労働大臣賞候補企業の推薦を行う。
- (3) 厚生労働大臣は、推薦された企業の中から、厚生労働大臣最優良賞及び厚生労働大臣優良賞の受賞企業を決定する。

6 その他

- (1) 実施要領、表彰基準及び応募用紙は厚生労働省ホームページに掲載する。
- (2) 選考結果は、都道府県労働局雇用均等室が応募企業に通知する。
- (3) 受賞企業には、毎年10月に表彰状の授与等を行う。

平成27年度 均等・両立推進企業表彰

応募期間▶平成27年1月1日～3月31日

ポジティブ・アクションを推進している企業 ファミリー・フレンドリーな企業 を表彰します

厚生労働大臣
最優良賞

両部門に優れた企業

厚生労働大臣優良賞

都道府県労働局長優良賞

都道府県労働局長奨励賞

「均等推進企業」部門

職場における女性の能力発揮を促進するための積極的な取り組みを実施している企業

厚生労働大臣優良賞

都道府県労働局長優良賞

都道府県労働局長奨励賞

「ファミリー・フレンドリー企業」部門

仕事と育児・介護との両立支援のための取り組みを実施している企業

厚生労働省では、「職場における女性の能力発揮を促進するための積極的な取り組み」（ポジティブ・アクション）および「仕事と育児・介護との両立支援のための取り組み」について、他の模範となる取り組みを推進している企業を表彰しています。

平成27年度の各賞候補を募集します。「わが社こそは」と思われる企業の皆さま、ぜひご応募ください！



このような企業が表彰の候補です

均等推進企業部門

- ポジティブ・アクションを企業の方針として示し、積極的に取り組んでいることを公表している。
- ポジティブ・アクションの取り組みとして「採用拡大」、「職域拡大」、「管理職登用」または「職場環境・職場風土の改善」に取り組んでいる。
- ポジティブ・アクションの取り組みのうち、「女性のみを対象」または「女性を優遇」する取り組みは、女性労働者が男性労働者と比較して相当程度少ない場合（雇用管理区分ごとにみて女性労働者の割合が4割を下回っている状況）に限られている。

※「ポジティブ・アクション」とは…

男女間に見られる格差の解消を目指して、個々の企業が行う自主的かつ積極的な取り組みをいいます。

※「公表」とは…

「ポジティブ・アクション応援サイト」

<http://www.positiveaction.jp/pa/index.php>

「女性の活躍推進宣言コーナー」

<http://www.positiveaction.jp/declaration/>

ファミリー・フレンドリー企業部門

- 両立指標（平成24年2月改訂版）の点数が一定程度以上である。
- 法の規定を上回る育児・介護休業制度や所定労働時間の短縮などの措置を導入し、よく利用されている。
- 男性労働者について、一定の育児休業取得実績がある。
- 時間外労働がおおむね年150時間未満である。
- 年次有給休暇取得率がおおむね50%（大臣賞は60%）以上である。
- 次世代育成支援対策推進法に基づく認定を受けている、または認定を目指している。

※「両立指標」とは…

企業自らが自社の仕事と家庭の両立支援策の進展度合いや不足している点を、63問の設問に答えて採点。自社の「仕事と家庭の両立のしやすさ」が客観的に評価できるように構成されたものです。

詳しくはこちら：<http://www.ryouritsu.jp/index.html>

厚生労働大臣最優良賞

- 過去に「均等推進企業部門」の大臣賞または「ファミリー・フレンドリー企業部門」の大臣賞を受賞し、さらにその部門での取り組みが進んでいる。
- もう一つの部門についても積極的に取り組み、成果をあげている。

※上記以外にも部門ごとに表彰基準が定められています。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。



平成26年度
表彰企業

厚生労働大臣最優良賞

該当企業なし

均等推進企業部門

厚生労働大臣優良賞

1 企業

都道府県労働局長賞
(優良賞・奨励賞)

49 企業

ファミリー・フレンドリー企業部門

厚生労働大臣優良賞

6 企業

都道府県労働局長賞
(優良賞・奨励賞)

13 企業

各企業の取組内容などは厚生労働省ホームページでご紹介していますのでご覧ください。
(<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000058840.html>)

トップページ
「報道・広報」

報道発表資料

2014 年 9 月

9 月 25 日「平成 26 年度
「均等・両立推進企業表彰」受賞企業決定」

応募方法

- 所定の応募用紙に必要事項を記入し（平成27年1月1日現在の状況）、自己採点の上、都道府県労働局雇用均等室あてに郵送またはFAXでご応募ください。
- 電子申請(<http://www.e-gov.go.jp/shinsei/index.html>)による応募も受け付けます。
- 応募用紙は、厚生労働省ホームページまたは都道府県労働局雇用均等室で入手できます。均等推進企業部門とファミリー・フレンドリー企業部門とは応募用紙が異なりますのでご注意ください。厚生労働大臣最優良賞の応募の際は、両部門とも応募用紙にご記入ください。

選考方法

- ① 都道府県労働局雇用均等室で、書類選考後、取り組み内容など詳細についてのヒアリングを実施します。
- ② 都道府県労働局長は、ヒアリング結果をもとに、表彰基準を満たす企業の中から、
 - ・都道府県労働局長賞の受賞企業
 - ・厚生労働大臣賞の候補企業を決定し、厚生労働大臣賞候補企業については、厚生労働大臣に対し推薦を行います。
- ③ 厚生労働大臣は、推薦された企業の中から、
 - ・厚生労働大臣最優良賞
 - ・厚生労働大臣優良賞の受賞企業を決定します。

その他

- ① 実施要領、表彰基準および応募用紙は厚生労働省ホームページからダウンロードしていただけます。
(<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/kintou/ryouritsu.html>)

トップページ「厚生労働省からのご案内
「政策について（組織別の政策一覧）」

雇用均等・児童家庭局

主な制度紹介「均等・両立
推進企業表彰について」

また、都道府県労働局雇用均等室でも配布しています。

- ② 選考結果は、都道府県労働局雇用均等室からお知らせします。
- ③ 受賞企業には平成27年10月に表彰状の授与を行います。

※厚生労働大臣賞については厚生労働大臣より、都道府県労働局長賞は各都道府県労働局長より、それぞれ表彰状の授与を行う予定です。

応募期間は

平成27年1月1日～3月31日

(※当日消印有効)

ポジティブ・アクションに取り組む企業・両立支援に取り組む企業の皆さまの積極的なご応募をお待ちしています！



ポジティブ・アクション シンボルマーク「きらら」



次世代認定マーク「くるみん」



仕事と介護の両立支援のシンボルマーク「トモニン」

都道府県労働局雇用均等室所在地

	電話番号	FAX 番号	郵便番号	所在地
北海道	011-709-2715	011-709-8786	060-8566	札幌市北区北8条西2丁目1番1号 札幌第1合同庁舎 9階
青 森	017-734-4211	017-777-7696	030-8558	青森市新町2丁目4番25号 青森合同庁舎
岩 手	019-604-3010	019-604-1535	020-8522	盛岡市盛岡駅西通1丁目9番15号 盛岡第2合同庁舎
宮 城	022-299-8844	022-299-8845	983-8585	仙台市宮城野区鉄砲町1番地 仙台第4合同庁舎
秋 田	018-862-6684	018-862-4300	010-0951	秋田市山王7丁目1番4号 秋田第二合同庁舎2階
山 形	023-624-8228	023-624-8246	990-8567	山形市香澄町3丁目2番1号 山交ビル3階
福 島	024-536-4609	024-536-4658	960-8021	福島市霞町1番46号 福島合同庁舎
茨 城	029-224-6288	029-224-6265	310-8511	水戸市宮町1丁目8-31
栃 木	028-633-2795	028-637-5998	320-0845	宇都宮市明保野町1番4号 宇都宮第2地方合同庁舎
群 馬	027-210-5009	027-210-5104	371-8567	前橋市大渡町1丁目10番7号 群馬県公社総合ビル
埼 玉	048-600-6210	048-600-6230	330-6016	さいたま市中央区新都心11-2ランド・アクシス・タワー 16階
千 葉	043-221-2307	043-221-2308	260-8612	千葉市中央区中央4丁目11番1号 千葉第2地方合同庁舎
東 京	03-3512-1611	03-3512-1555	102-8305	千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎14階
神奈川	045-211-7380	045-211-7381	231-8434	横浜市中区北仲通5丁目57番地 横浜第2合同庁舎13階
新 潟	025-234-5928	025-265-6420	951-8588	新潟市中央区美咲町1丁目2番1号 新潟美咲合同庁舎2号館4階
富 山	076-432-2740	076-432-3959	930-8509	富山市神通本町1丁目5番5号
石 川	076-265-4429	076-221-3087	920-0024	金沢市西念3丁目4番1号 金沢駅西合同庁舎
福 井	0776-22-3947	0776-22-4920	910-8559	福井市春山1丁目1番54号 福井春山合同庁舎
山 梨	055-225-2859	055-225-2787	400-8577	甲府市丸の内1丁目1番11号
長 野	026-227-0125	026-227-0126	380-8572	長野市中御所1丁目22番1号
岐 阜	058-245-1550	058-245-7055	500-8723	岐阜市金竜町5丁目13番地 岐阜合同庁舎
静 岡	054-252-5310	054-252-8216	420-8639	静岡市葵区追手町9番50号 静岡地方合同庁舎5階
愛 知	052-219-5509	052-220-0573	460-0008	名古屋市中区栄2丁目3番1号 名古屋広小路ビルディング11階
三 重	059-226-2318	059-228-2785	514-8524	津市島崎町327番2号 津第2地方合同庁舎
滋 賀	077-523-1190	077-527-3277	520-0051	大津市梅林1丁目3番10号 滋賀ビル
京 都	075-241-0504	075-241-0493	604-0846	京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451
大 阪	06-6941-8940	06-6946-6465	540-8527	大阪市中央区大手前4丁目1番67号 大阪合同庁舎第2号館
兵 庫	078-367-0820	078-367-3854	650-0044	神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー 15階
奈 良	0742-32-0210	0742-32-0214	630-8570	奈良市法蓮町387番地 奈良第3地方合同庁舎
和歌山	073-488-1170	073-475-0114	640-8581	和歌山市黒田2丁目3番3号 和歌山労働総合庁舎4階
鳥 取	0857-29-1709	0857-29-4142	680-8522	鳥取市富安2丁目89番9号
島 根	0852-31-1161	0852-31-1505	690-0841	松江市向島町134番10号 松江地方合同庁舎5階
岡 山	086-224-7639	086-224-7693	700-8611	岡山市北区下石井1丁目4番1号 岡山第2合同庁舎
広 島	082-221-9247	082-221-2356	730-8538	広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎第2号館
山 口	083-995-0390	083-995-0389	753-8510	山口市河原町6番16号 山口地方合同庁舎2号館
徳 島	088-652-2718	088-652-2751	770-0851	徳島市徳島町城内6番地6 徳島地方合同庁舎4階
香 川	087-811-8924	087-811-8935	760-0019	高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎2階
愛 媛	089-935-5222	089-935-5223	790-8538	松山市若草町4番3号 松山若草合同庁舎
高 知	088-885-6041	088-885-6042	780-8548	高知市南金田1番39号
福 岡	092-411-4894	092-411-4895	812-0013	福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号 福岡合同庁舎新館
佐 賀	0952-32-7218	0952-32-7224	840-0801	佐賀市駅前中央3丁目3番20号 佐賀第2合同庁舎
長 崎	095-801-0050	095-801-0051	850-0033	長崎市万才町7番1号 住友生命長崎ビル3階
熊 本	096-352-3865	096-352-3876	860-8514	熊本市春日2-10-1 熊本地方合同庁舎9階
大 分	097-532-4025	097-537-1240	870-0037	大分市東春日町17番20号 大分第2ソフィアプラザビル4階
宮 崎	0985-38-8827	0985-38-8831	880-0805	宮崎市橘通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎2階
鹿児島	099-222-8446	099-222-8459	892-0847	鹿児島市西千石町1番1号 鹿児島西千石第一生命ビル
沖 縄	098-868-4380	098-869-7914	900-0006	那覇市おもろまち2丁目1番1号 那覇第2地方合同庁舎（1号館）3階

厚生労働省では、企業の皆さまのお役に立てる人事労務に関する情報をメルマガで配信しています。

登録は <http://merumaga.mhlw.go.jp/> から

兵庫における均等・両立推進企業表彰等企業一覧

	均等推進企業部門		ファミリー・フレンドリー企業部門	
平成11年度	兵庫女性少年室長賞	生活協同組合コープこうべ(神戸市)	兵庫女性少年室長賞	モロゾフ(株)(神戸市)
平成12年度			兵庫労働局長賞	(株)ワールド(神戸市)
平成13年度			兵庫労働局長賞	(株)ノーリツ(神戸市)
平成14年度			兵庫労働局長賞	(株)大真空(加古川市)
平成15年度	兵庫労働局長優良賞	社団法人姫路市医師会(姫路市) 住化エンビロサイエンス(株)(西宮市)	兵庫労働局長賞	大関(株)(西宮市) (株)関西スーパーマーケット(伊丹市)
平成16年度	兵庫労働局長優良賞	伊藤ハム(株)(西宮市)	兵庫労働局長賞	(株)アシックス(神戸市)
	兵庫労働局長奨励賞	(株)アイ・エス・アール(神戸市) 池田電機(株)(洲本市)		
平成17年度	兵庫労働局長優良賞	モロゾフ(株)(神戸市)	兵庫労働局長賞	(株)山陽百貨店(姫路市)
平成18年度	兵庫労働局長優良賞	(株)トーホー(神戸市) プロクター・アンド・ギャンブル・ジャパン(株)(神戸市) 日本イーライリリー(株)(神戸市)	兵庫労働局長賞	川崎重工業(株)(神戸市)
平成19年度	兵庫労働局長優良賞	富士通テン(株)(神戸市)	兵庫労働局長優良賞	富士通テン(株)(神戸市)
平成20年度				
平成21年度				
平成22年度	兵庫労働局長優良賞	クリーンテックス・ジャパン(株)(神戸市)		
平成23年度	兵庫労働局長奨励賞	神姫バス(株)(姫路市)	兵庫労働局長優良賞	(株)フェリシモ(神戸市)
			兵庫労働局長奨励賞	(株)ケイテック(明石市)
平成24年度				
平成25年度			兵庫労働局長奨励賞	アスピオファーマ(株)(神戸市)
平成26年度	兵庫労働局長優良賞	アスピオファーマ(株)(神戸市)	兵庫労働局長奨励賞	(株)みなと銀行(神戸市)
	兵庫労働局長奨励賞	(株)みなと銀行(神戸市)		

※平成18年度までは、「均等推進企業表彰」と「ファミリー・フレンドリー企業表彰」として実施

「ポジティブ・アクション」とは…

ポジティブ・アクションとは…

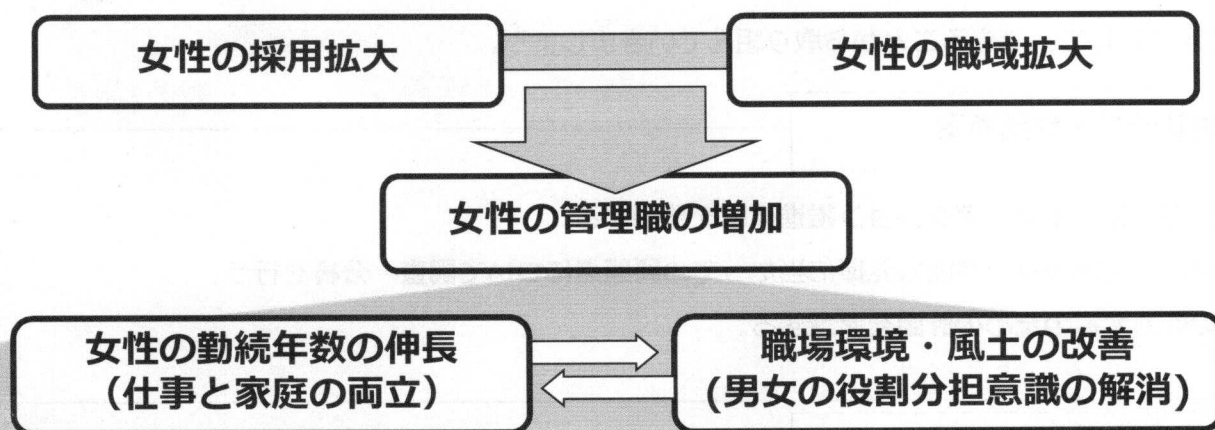
固定的な男女の役割分担意識や過去の経緯から、
男女労働者の間に事実上生じている格差を解消するために、
女性の採用拡大・職域拡大・管理職登用の拡大など、
個々の企業が行う自主的かつ積極的な取組をいいます。



ポジティブ・アクション
普及促進のためのシンボルマーク
「きらら」

ポジティブ・アクション5つの取組

具体的な取組には、次のようなものが考えられます。



- ☆ 「女性採用拡大」と「女性職域拡大」とは密接に関係しており、これらの取組が進んでいると「女性管理職の増加」も効果的に進められます。「女性の勤続年数の伸長」と「職場環境・風土の改善」はこれらの取組を支えるものです。
- ☆ ポジティブ・アクションの取組としての「女性の勤続年数の伸長」のための具体的な取組には、法定以上の育児・介護休業制度を設けることや、短時間勤務等の育児休業後の職場復帰をしやすくなるような取組を行うなど、ワーク・ライフ・バランスの実現を図る取組も含まれています。

※ポジティブ・アクションの具体的な取組事例は、次のページをご覧ください。

ポジティブ・アクションについて、詳しくは
「ポジティブ・アクション情報ポータルサイト」を
ご覧ください。



<http://www.positiveaction.jp/>

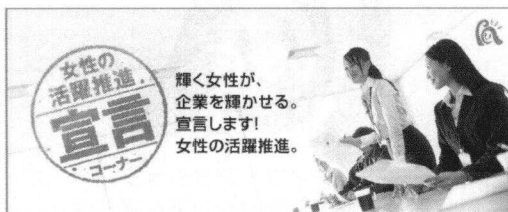
均等・両立推進企業表彰（均等推進企業部門）に応募する際は、次のいずれかのサイトに**自社がポジティブ・アクションに取り組んでいることを掲載してください。**



ポジティブ・アクション応援サイト

<http://www.positiveaction.jp/pa/index.php>

自社の**女性の活躍状況**や、ポジティブ・アクションの**取組内容**を掲載できます。



女性の活躍推進宣言コーナー

<http://www.positiveaction.jp/declaration/>

自社の女性の活躍推進に関する**宣言**を掲載できます。

ポジティブ・アクション取組事例

ポジティブ・アクションの具体的な取組には、企業の実態によって様々なものが考えられます。

例えば、次のような取組もポジティブ・アクションとなります。

企業の実態に応じて、できることから取り組んでいきましょう。

現状分析・計画策定

- 企業内の**ポジティブ・アクション推進体制を整備**する。
- 女性の能力発揮の状況や能力発揮に当たっての**問題点について調査・分析**を行う。
- 女性の能力発揮のための**計画を策定**する。

女性のみ対象の取組

- 女性の応募を促すために、会社案内等で**社内で活躍している女性を積極的に紹介**する。
- 各種研修、教育機会への**女性の参加を奨励**する。
- 会議等で女性に発言や提案を求める等、**女性の責任感、意欲を向上させるための配慮**をする。

男女とも対象の取組

- 選考方法を改善するために、役員、面接担当者への**男女均等な採用に関する研修を実施**する。
- 作業方法や作業工程を見直したり、使いやすい器具、設備等を導入するなど、**男女ともに働きやすい職場環境を整備**する。
- **人事考課基準、昇進・昇格基準等を明確に定める**。
- **育児・介護休業後の職場復帰をしやすいための配慮**をする。
- 女性の能力発揮の重要性についての**意識啓発研修を実施**する。
- 出産や育児による休業等が**ハンディとならないよう制度を見直す**。

改正パートタイム労働法等説明会のご案内

パートタイム労働者の働きに応じた公正な処遇を実現するため、パートタイム労働法が平成26年4月に改正され、平成27年4月1日から施行されます。

また、次世代育成支援対策推進法も平成26年4月に改正され、法律の有効期限が平成37年3月31日まで10年間延長されるとともに、平成27年4月1日から特例認定の制度が創設されます。

改正法に沿った雇用管理にお取り組みいただくため、説明会を開催しますので、ぜひご参加ください。

第1回(神戸会場) <定員 200名>

日時 平成27年1月20日(火) 14:00~16:00

場所 神戸クリスタルタワー3階 クリスタルホール(神戸市東川崎町1-1-3)

第2回(姫路会場) <定員 180名>

日時 平成27年1月22日(木) 14:00~16:00

場所 姫路・西はりま地場産業センター(じばさんセンター)9階 901会議室
(姫路市南駅前町123) TEL 079-289-2832

第3回(尼崎会場) <定員 140名>

日時 平成27年1月28日(水) 14:00~16:00

場所 尼崎商工会議所7階 701会議室(尼崎市昭和通3-96) TEL 06-6411-2251

第4回(神戸会場) <定員 200名>

日時 平成27年1月30日(金) 14:00~16:00

場所 神戸クリスタルタワー3階 クリスタルホール(神戸市東川崎町1-1-3)

内容 第1回~第4回(共通)

① 説明「改正パートタイム労働法について」

- ・差別的取扱いが禁止されるパートタイム労働者の対象範囲の拡大
- ・「相談窓口」の文書交付などによる明示
- ・雇い入れ時の雇用管理改善の措置について説明する義務の新設 など

② 説明「改正次世代育成支援対策推進法について」

- ・一般事業主行動計画策定・変更届の変更
- ・くるみん認定基準の変更
- ・特例認定制度(プラチナくるみん)の新設 など

※ 説明会終了後、個別相談を受け付けます。

- <対象> 企業の人事労務担当者等
<参加費> 無料
<主催> 兵庫労働局

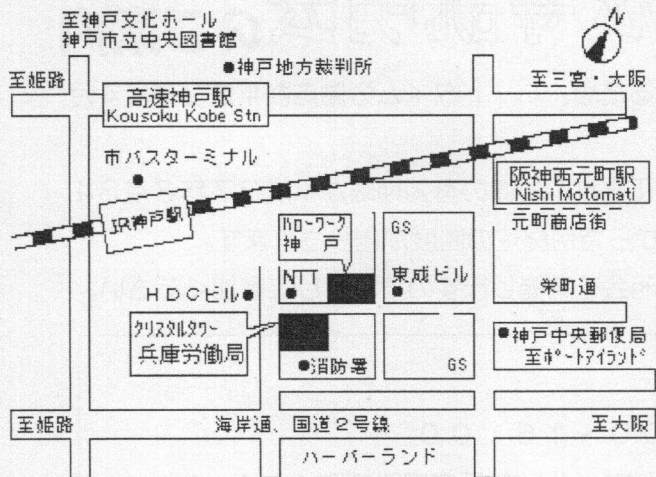


申し込み方法は裏面です。各会場とも、定員に達し次第締め切ります。

次世代認定マーク
愛称「くるみん」

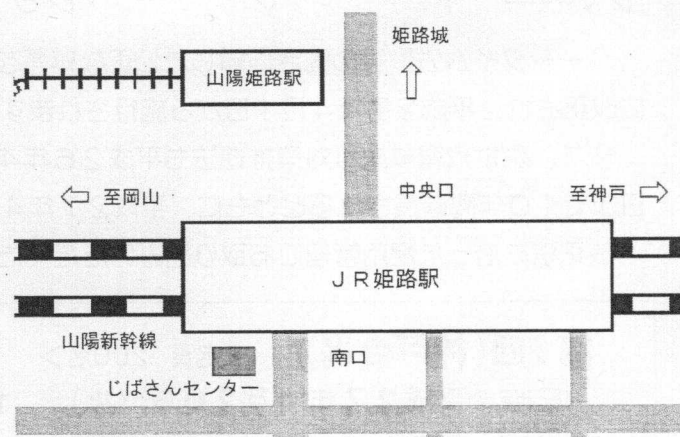
<会場案内図>

第1回(1/20)、第4回(1/30) 神戸会場



※ JR神戸駅海側より南東 徒歩5分

第2回(1/22) 姫路会場



※ JR姫路駅南口から西 徒歩1分

第3回(1/28) 尼崎会場



※ 阪神尼崎駅から北 徒歩3分

なるべく公共の交通機関
をご利用ください。
いずれの会場も無料駐車
場はありませんので、車
でお越しの場合は近隣の
有料駐車場をご利用くだ
さい。



<お問合せ・申し込み先>

兵庫労働局雇用均等室

〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー15階

TEL 078-367-0820 FAX 078-367-3854

改正パートタイム労働法等説明会参加申込書

企業・団体名(フリガナ)	参加者部署・氏名
所在地・連絡先	
〒	
TEL	
参加会場 (いずれかに○をつけてください)	
1 神戸会場(1/20) ・ 2 姫路会場(1/22) ・ 3 尼崎会場(1/28) ・ 4 神戸会場(1/30)	

☆ご記入の上、各説明会の1週間前(1/13、15、21、23)までにFAX又は郵送によりお申込みください。